

平成 2 1 年度 実施事業	事務事業名 更生訓練・施設入所者就職支度金給付事業
-------------------	----------------------------------

区分	番号	名 称
章	1	やさしさと共生するまち
節	3	誰もが安心して暮らせるまちをつくる
施策	3	障害者福祉の確立
小分類	2	障害者（児）の自立促進
主要な施策	1	生活支援の充実
事務事業番号	020	事務事業コード 13321020 事業開始年度 平成 1 8 年度 事業終了年度 平成 - 年度

会計種別	一般会計	予算書上の事務事業名	更正訓練費・施設入所者就職支度金給付費
------	------	------------	---------------------

部 名	保健福祉部	グループ名	障害福祉 G
-----	-------	-------	--------

統合前または名称変更前の事業名	
-----------------	--

事務事業の目的と成果

対象	<p style="background-color: #ffffcc; margin: 0;">（何を対象にまたは誰を対象にした事務事業なのかを具体的に記載ください）</p> 指定障がい者施設入所者及び通所者
手段 （事業の内容・活動）	<p style="background-color: #ffffcc; margin: 0;">（目指す姿を実現するためにどのような手法で行うのか、事業の内容を具体的に記載ください）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧身体障がい者指定施設に入所又は通所している利用者で、収入が一定基準以下（厚生労働大臣が定める額）以下の者に更生訓練費を支給し、適正な訓練実施を図る。なお、この訓練費給付事業は、旧指定施設が自立支援法施設に移行された時点（平成 2 3 年度）で事業廃止としたい。 ・障がい指定施設に入所又は通所している利用者で更生訓練を終了し、就職又は自営により退所等をした者に就職支度金を支給する。 障害者自立支援法において、地域生活支援事業に位置づけられている。
目指す姿 （成果）	<p style="background-color: #ffffcc; margin: 0;">（事務事業を実施することでどのような状態にしたいのか具体的に記載ください）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧指定施設訓練における利用者負担軽減と更生訓練の実施を図る。 ・就職支度金を給付し、施設利用者の一般就労への移行促進を図る。
根拠法令等	<p style="background-color: #ffffcc; margin: 0;">（事業を実施する際、根拠となる法令・条例・規則・要綱等の名称をすべて記載ください）</p> 障害者自立支援法、同法施行令、登別市施設入所者就職支度金支給要綱、登別市更生訓練費給付事業実施要綱

指標の推移

区 分		単位	区分	21年度 実績	22年度 目標	23年度 目標	24年度 目標	25年度 目標
成果 指標	更生訓練利用者数（実数）	人	目標値	4	4	2	0	0
			実績値	4				
	就職支度金給付者数	人	目標値	2	2	2	2	2
			実績値	0				

事業費の推移

区 分			単位	21年度 決算	22年度 当初予算	23年度 見込	24年度 見込	25年度 見込	23～25年度 合計
事業 の 財 源 内 訳	国庫支出金	名称	千円	80	132	80	30	30	140
	道支出金	名称	千円	40	66	40	15	15	70
	地方債	名称	千円						0
	その他	名称	千円						0
	一般財源	名称	千円	40	67	41	15	15	71
合 計				160	265	161	60	60	281
(参考) 上記事業を実施する上で 必要となる人件費			職 員	千円	0	0			
			嘱 託 員	千円	0	0			
			臨時職員	千円	0	0			
			合 計		0	0			

担当グループによる事務事業評価の内容

1. 事務事業の妥当性について

今後も市が事業 主体として実施 していくことは 妥当ですか？	→	妥当である	→	妥当である理 由、妥当では ない理由は何で すか？	障害者自立支援法において位置づけられてお り、利用者の経済的負担の軽減及び施設利用者 の一般就労促進に必要な事業である。
		妥当ではない			

2. 事務事業の成果について

成果はあがって いますか？	→	成果があがっている	→	成果があがって いる理由、あが らない理由は何 んですか？	更生訓練経費の負担軽減に繋がっており、更生 訓練による地域生活支援に寄与しているが、就 職支度金については、障がい者の一般就労促進 が進んでいない状況にある。
		どちらかといえばあ がっている			
		成果があがらない			

3. 事務事業の成果向上について

成果を向上させ ることはできま すか？	→	大きく向上させるこ とができる	→	どのようにして 向上させます か？ 向上させること ができない理由 は何ですか？	更生訓練は、新体系移行時（平成23年度）に おいて廃止することとなるが、就職支度金につ いては、今後の一般就労促進を指定事業者や企 業の協力を得て行うことにより、向上させるこ とができる。
		少し向上させること ができる			
		向上させることはで きない			

4. 事務事業の経済性・効率性について

成果を落とさず にコスト（予算 や人工、所要時 間）を削減する ことはできます か？	→	削減できる	→	どのような方法 でコストを削減 しますか？ 削減できない理 由は何ですか？	更生訓練費事業については、平成23年度まで とする。
		削減できない			

担当グループによる評価

維 持	左記の評価 を選択した 具体的な理 由（根拠）	施設入通所者の地域生活移行と就労支援体制の充実のため必要である。
------------	----------------------------------	----------------------------------

総合的な評価（当該事務事業の方向性）

維 持	備考
------------	----

評価の種類

- 拡大（事務事業の規模や経費を拡大し、これまで以上に強力に推進する事務事業）
- 維持（現状の対象や目指す姿、手段などに変更が無く、今後も実施する事務事業）
- 改善（現状の手段や経費などを見直し、成果指標の向上等を行う必要がある事務事業）
- 休止（暫定的に休止する事務事業）
- 終了（当初から決められていた事業期間が終了または成果品等が完成し、目的を果たした事務事業）
- 廃止（当該事務事業の予定を変更し、廃止する事務事業）